

大阪府教育庁における大阪府立学校教職員にかかる健康情報等の取扱規程

本取扱規程は、業務上知り得た大阪府立学校教職員（指定公立国際教育学校等管理法人による大阪府立学校の管理に関する条例（令和三年大阪府条例第四号）第二条に規定する対象学校の教職員を除く。）の心身の状態に関する情報（以下「健康情報等」という。）を適切かつ有効に取り扱うことを目的として定めるものである。

（目的）

第1条 大阪府教育庁における業務上知り得た健康情報等は、「健康確保措置の実施」又は「安全配慮義務の履行」のために本取扱規程に則り、適切に取り扱う。

- 2 健康情報等を取り扱う者は、あらかじめ教職員本人の同意を得ることなく、前項で定めた利用目的の達成に必要な範囲を越えて、健康情報等を取り扱ってはならない。ただし、個人情報保護法第16条第3項の各号に該当する場合を除く。

（健康情報等）

第2条 健康情報等は別表1の内容を指す。

（健康情報等の取扱い）

第3条 「健康情報等の取扱い」とは、健康情報等に係る収集から保管、使用（第三者提供を含む。）、消去までの一連の措置を指し、別表2のとおり定義する。

（健康情報等を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う健康情報等の範囲）

第4条 健康情報等を取り扱う者の区分は別表3のとおりとする。

- 2 健康情報等を取り扱う責任者は、総括安全衛生管理者とする。
- 3 健康情報等を取り扱う者とその権限、取り扱う健康情報等の範囲は別表4のとおりとする。
- 4 別表3に定めた権限を越えて健康情報等を取り扱う場合は、総括安全衛生管理者の承認を得るとともに、教職員本人の同意を得る。
- 5 健康情報等を取り扱う者は、職務を通じて知りえた教職員の健康情報等を他人に漏らしてはならない。

（健康情報等を取り扱う目的等の通知方法及び本人同意の取得方法）

第5条 健康情報等を取り扱う場合には、あらかじめその利用目的・取扱方法を教職員本人に通知又は公表する。公表していない場合であって情報を取得した場合には、速やかにその利用目的等を教職員本人に通知する。

- 2 健康情報等の分類に応じた教職員本人の同意取得について、別表5のとおり定める。
- 3 個人情報保護法第17条第2項の各号に該当する場合は教職員本人の同意取得は必要としない。

(健康情報等の適正管理の方法)

第6条 総括安全衛生管理者は、利用目的の達成に必要な範囲において、健康情報等を正確かつ最新の内容に保つよう努める。

2 総括安全衛生管理者は、健康情報等の漏えい・滅失・改ざん等を防止するため、以下の各号の措置を講ずる。

一 健康情報等があらかじめ定めた方法に従って取り扱われていることを確認する。

二 第4条第1項に定められた者以外には原則、健康情報等を取り扱わせない。

三 健康情報等を含む文書（磁気媒体を含む。）は施錠できる場所への保管、持ち込み・持ち出し制限等により情報の盗難・紛失等の防止の措置を講ずる。

四 健康情報等のうち、体系化され、検索可能な個人データに当たるものを扱う情報システムに関して、アクセス制限、アクセス記録の保存、パスワード管理、外部からの不正アクセスの防止等による情報の漏えい等の防止の措置を講ずる。

五 健康情報等は、法令又は大阪府立学校職員安全衛生管理規程等に定める保存期間に従い保管する。

六 利用目的を達した場合は、速やかに廃棄又は消去するよう努める。

3 第4条第1項に定められた者は、情報の漏えい等が生じた場合には、速やかに第4条第2項に定められた総括安全衛生管理者へ報告する。また、事業場内部において報告及び被害の拡大防止、事実関係の調査及び原因の究明、影響範囲の特定、再発防止策の検討及び実施、影響を受ける可能性のある本人への連絡等並びに事実関係及び再発防止策の公表などの必要な措置を講じる。

4 総括安全衛生管理者は、健康情報等の取扱いを委託する場合は、委託先において当該健康情報等の安全管理措置が適切に講じられるよう、委託先に対して必要かつ適切な監督を行う。

(健康情報等の開示、訂正等（追加及び削除を含む。以下同じ。）及び使用停止等（消去及び第三者への提供の停止を含む。以下同じ。))

第7条 教育長は、教職員本人より大阪府個人情報保護条例第12条に基づき当該本人の健康情報等の開示請求を受けた場合、本人に対し、遅滞なく、当該健康情報等の書面の交付による方法又は請求を行った者が同意した方法で開示する。この場合において、権限を有する者が当該情報を開示するものとし、また、教職員本人が識別される情報がないときにはその旨を知らせるものとする。

2 教職員本人より当該本人の健康情報等について訂正、追加、削除、使用停止（第三者への提供の停止を含む。以下「訂正等」という。）の請求を受けた場合で、その請求が適正であると認められる場合には、訂正等を行う。訂正等を行った場合、又は行わなかった場合いずれの場合においても、その内容を教職員本人へ通知する。

3 ただし、訂正等の請求があった場合でも、利用目的から見て訂正等の必要がない場合、誤りである指摘が正しくない場合、訂正等の対象が事実でなく評価に関する情報である場合には、訂正は行わない。ただし、その場合には、遅滞なく、訂正等を行わない旨を教職員本人に通知する。また、教職員本人に対して訂正等を行わない理由を説明するよう努める。なお、評価に関する健康情報等に、評価の前提となっている事実も記載されており、それに誤りがある場合においては、その限りにおいて訂正等を行う。

(健康情報等を第三者に提供する場合の取扱い)

第8条 あらかじめ教職員本人の同意を得ることなく、健康情報等を第三者へ提供してはならない。ただし、個人情報保護法第23条第1項に該当する場合^(※1)を除く。また、個人情報保護法第23条第5項に該当する場合の健康情報等の提供先は第三者に該当しない^(※2)。

※1：具体的には次の場合を指す。

- ・労働安全衛生法第66条第1項から第4項、第66条の8第1項、第66条の8の2第1項、第66条の8の4第1項、第66条の10第3項の規定に基づき、健康診断又は面接指導等の実施を委託するために必要な教職員の個人情報を外部機関（健康診断実施機関や産業保健総合支援センターの地域窓口（地域産業保健センター）等）に提供する場合、その他法令に基づく場合
- ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、教職員本人の同意を得ることが困難である場合
- ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、教職員本人の同意を得ることが困難である場合
- ・国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

※2：具体的には次の場合を指す。

- ・健康保険組合等と共同して健康診断や保健事業を実施する場合
- ・健康情報等の取扱い（データ入力・分析等）を委託して実施する場合
- ・組織変更その他の事由により事業の承継に伴って情報を提供する場合

2 健康情報等を第三者に提供する場合、個人情報保護法第25条に則り記録を作成・保存する。

(第三者から健康情報等の提供を受ける場合の取扱い)

第9条 第三者から健康情報等（個人データ）の提供を受ける場合には、個人情報保護法第26条に則り、必要な事項について確認するとともに、記録を作成・保存する。

(組織変更等に伴う健康情報等の引継ぎに関する事項)

第10条 総括安全衛生管理者は、組織変更等により他の団体から健康情報等を取得する場合、安全管理措置を講じた上で、適正な管理の下、情報を引き継ぐ。

2 労働安全衛生法等によらず取り扱う情報のうち、承継前の利用目的を超えて取り扱う場合には、あらかじめ教職員本人の同意を得る。

(健康情報等の取扱いに関する苦情の処理)

第11条 健康情報等の取扱いに関する苦情は教職員室福利課が担当する。

2 苦情に適切かつ迅速に対処するものとし、必要な体制を整備する。

(取扱規程の教職員への周知の方法)

第12条 本取扱規程は、大阪府教育委員会イントラネット内の教職員ポータルサイト及び庁内 Web に掲示することにより教職員に周知する。

(その他)

第13条 本取扱規程の主幹部署は、大阪府教育庁教職員室福利課とする。

第14条 教育長は、大阪府立学校安全衛生協議会の意見を聴いたうえで、必要に応じて本取扱規程の改訂を行う。

附則

本規程は、令和2年3月31日より施行する。

附則

本規程は、令和4年3月31日より施行する。

別表 1：健康情報等の具体的内容

- ① 労働安全衛生法第 66 条及び同規則第 43 条に基づき実施した健康診断のうち、胸部 X 線検査、医師の診察、血圧検査、尿検査の結果
- ② 労働安全衛生法第 66 条及び同規則第 45 条の 2 に基づき実施した健康診断の結果
- ③ 大阪府立学校職員安全衛生管理規程第 29 条に基づき提出された健康診断等の結果を証明する資料等及び大阪府立学校職員健康審査会が決定した指導区分
- ④ 大阪府立学校職員安全衛生管理規程第 31 条に基づき報告された病者報告書等及び大阪府立学校職員健康審査会が決定した指導区分
- ⑤ 大阪府立学校職員安全衛生管理規程第 53 条第 2 項に基づき報告された事故報告書
- ⑥ 府立学校職員健康診断実施要項により提出された VDT 作業調査票及び VDT 作業従事職員特別健康診断問診票
- ⑦ 府立学校職員健康診断実施要項により提出された腰痛予防検診アンケート及び腰痛予防検診結果
- ⑧ 結核性疾患による休養発令等事務取扱要領（府立学校）により提出された協議書等
- ⑨ 地方公務員災害補償法第 45 条、同法施行規則第 30 条の規定に基づき提出された請求書、診断書及び請求に係る本人の病歴、健康に関する情報
- ⑩ 代替等職員任用に係る内申等確認書類
- ⑪ ラインケアによる健康相談の結果
- ⑫ 通院状況等疾病管理のための情報
- ⑬ 病気休職等にかかる給与管理のための情報
- ⑭ 任意に教職員から提供された本人の病歴、健康に関する情報

別表 2：健康情報等の取扱いに関する定義

方法の種類	具体的内容
収集	健康情報等を入手すること
保管	入手した健康情報等を保管すること
使用	健康情報等を取り扱う権限を有する者が、健康情報等を（閲覧を含めて）活用すること、また第三者に提供すること
加工	収集した健康情報等の他者への提供に当たり、当該健康情報等の取扱いの目的の達成に必要な範囲内で使用されるように変換すること
消去	収集、保管、使用、加工した情報を削除するなどして使えないようにすること

別表 3：健康情報等を取り扱う者の分類

健康情報等を取り扱う者	具体的内容	表記
ア) 人事に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者	教育長、教育監、教育次長、教職員室長、教職員室副理事	担当ア
イ) 人事部門の事務担当者	教職員人事課長、教職員人事課参事、以下担当職員	担当イ
ウ) 安全衛生管理業務従事者	福利課長、健康審査会委員、保健師、養護教員、その他担当職員	担当ウ
エ) 給与管理部門の事務担当者	学校総務サービス課長、以下担当職員	担当エ

別表4：健康情報等を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う健康情報等の範囲

健康情報等の種類	取り扱う者及びその権限			
	担当ア	担当イ	担当ウ	担当エ
① 労働安全衛生法第66条及び同規則第43条に基づき実施した健康診断のうち、胸部X線検査、医師の診察、血圧検査、尿検査の結果	△	○	△	
② 労働安全衛生法第66条及び同規則第45条の2に基づき実施した健康診断の結果	△	○	△	
③ 大阪府立学校職員安全衛生管理規程第29条に基づき提出された健康診断等の結果を証明する資料等及び大阪府立学校職員健康審査会が決定した指導区分	△	△	○	
④ 大阪府立学校職員安全衛生管理規程第31条に基づき報告された病者報告書等及び大阪府立学校職員健康審査会が決定した指導区分	△	△	○	
⑤ 大阪府立学校職員安全衛生管理規程第53条第2項に基づき報告された事故報告書	△	△	○	
⑥ 府立学校職員健康診断実施要項により提出されたVDT作業調査票及びVDT作業従事職員特別健康診断問診票	△	△	○	
⑦ 府立学校職員健康診断実施要項により提出された腰痛予防検診アンケート及び腰痛予防検診結果	△	△	○	
⑧ 結核性疾患による休養発令等事務取扱要領(府立学校)により提出された協議書等	△	○	○	
⑨ 地方公務員災害補償法第45条、同法施行規則第30条の規定に基づき提出された請求書、診断書及び請求に係る本人の病歴、健康に関する情報	△	○	△	
⑩ 代替等職員任用に係る内申等確認書類	△	○	△	△
⑪ ラインケアによる健康相談の結果	△	△	○	
⑫ 通院状況等疾病管理のための情報	△	○	○	
⑬ 病気休職等にかかる給与管理のための情報	△	○		○
⑭ 任意に教職員から提供された本人の病歴、健康に関する情報	△	○	○	

※○：情報の収集、保管、使用、加工、消去を行う。

※△：情報の収集、保管、使用を行う。なお、使用に当たっては、教職員に対する健康確保措置を実施するために必要な情報が的確に伝達されるよう、適切に加工した情報を取り扱う。

別表5：健康情報等の分類と同意取得の有無・方法

①法令に基づき、収集する情報	教職員本人の同意を得ずに収集することができる。
②法令で定められていない項目について収集する情報	適切な方法により教職員本人の同意を得ることで収集することができる。取扱規程に定めている情報に関しては、本取扱規程が、教職員本人に認識される合理的かつ適切な方法により周知され、教職員本人が本取扱規程に規定されている健康情報等を本人の意思に基づき提出したことをもって、当該健康情報の取扱いに関する教職員本人からの同意の意思が示されたものと解する。